

業務改善計画実施状況のご報告

公益法人に相応しい財団として、初心に立ち返り、本来の目的である「中小企業の健全な発展と福祉の増進」に寄与することを常に意識して、7月9日に主務官庁へ提出した業務改善計画を実施しています。7月以後11月末までの実施状況についてご報告いたします。

1. 外部有識者等による「調査委員会」を設置しました

今般の業務改善命令に至った問題点の調査および検証を行うため、外部有識者等による調査委員会を設置しました。

調査結果については12月末を目途に報告書を作成する予定です。

2. 問題点の調査と検証作業を行う「業務改善計画実施チーム」を設置しました

理事長を責任者とし、常勤理事、本部部署長が中心となり、役職員が一丸となって取り組んでいます。また、事務局に専属の職員を配置し、外部コンサルタントのアドバイスも受けながら取り組んでいます。経営管理（ガバナンス）体制、内部管理体制、法令遵守体制、人事考課制度、業務代理所制度など全体的な問題点の検証をはじめ、部署レベル、個人レベルの問題点についても検証します。

なお、業務改善計画実施チームと調査委員会における調査・検証結果に基づき、改善計画を策定し実行します。

3. 内部管理体制強化のため「監査室」を設置しました

内部監査準備室を平成22年6月に設置し、業務停止命令の対象となった4支局に対して特命監査を実施しました。平成22年11月に監査室を設置し、内部監査年間実施計画を策定しています。今後は、実施計画に基づき監査実施いたします。

4. 「コンプライアンス委員会」の設置準備を開始しました

人選を含め準備作業を行っています。調査委員会の指摘事項等を踏まえたうえで今後対応していきます。

業務改善計画に対する報告は、3カ月に1度主務官庁に報告いたします。

今後の進展状況については、順次、ご報告いたします。

平成22年6月18日付の法令遵守体制および内部管理体制に対する業務改善命令を受け、寄附行為、法令等遵守体制の見直し等を行い業務改善計画を策定しました。

現在、適切な財団運営を行うべく業務改善に努めています。今回の業務改善計画の基本方針をはじめ、順次進展状況の要旨をご報告してまいります。

業務改善計画における基本方針

今般業務改善命令により指摘された事項を真摯に受け止め、今後このような事態を再発させないように、問題点の検証を行います。

そのうえで、下記の「基本方針」をもとに、法令等遵守体制の改善、経営管理体制および内部管理体制の強化等、必要な改革に取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

また、財団運営の軸足を会員拡大から、会員サービスの充実に転換し、量より質を重視する経営方針とすべく、改善に取り組みます。

〈基本方針〉

1. 役職員が一丸となって法令等遵守の意識を高める取組みを続けてまいります。
2. 外部有識者等による調査委員会において、今般の業務改善命令に至った問題点の調査および検証を行い、その結果に基づいて改善策を策定し確実に実行します。
3. 公益法人に相応しい財団として、本来の目的である、『中小企業の健全な発展と福祉の増進』により一層寄与できる体制の構築を行います。
 - (1) 経営トップをはじめとする理事、監事、評議員の役割を確認し、財団の各機関が有効に機能するように組織改革を進めます。
 - (2) 財団の業務運営に関する情報公開をし、透明性の高い管理運営体制を構築していきます。
4. 今般の行政処分に至った責任の所在を明らかにします。

(2010年11月30日現在)